


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市子どもショートステイ事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業について、平成23年4月1日から実施してきた養育協力員家庭での実施に加え、施設型ショートステイ事業を開始するため、当該要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① サービス提供する委託先に「児童福祉法第41条に規定する児童養護施設であつて市と契約したもの」を加える。</p> <p>② 対象者に「保護者の育児等に伴う身体的または精神的負担の軽減を要するとき」を加える。</p> <p>③ 利用者負担額について、これまで児童1人につき1泊2,000円としていたが、所得に応じた負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税世帯 3,000円</li> <li>・非課税世帯等 1,500円</li> <li>・生活保護受給世帯 0円</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>施設型ショートステイの実施により、児童養護施設の専門性を活かした子どもの特性等に応じた受入れ及び突発的・緊急的な利用に対応することが可能となり、子ども・子育て支援施策の充実を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書課審査済み。</li> <li>・市内児童養護施設「れんげ学園」の園舎建て替えにより、施設型ショートステイの事業の委託が可能となった。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、改正の手続きを速やかに進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。